

## 与党税制改正大綱より

小規模企業共済と  
中小企業退職金共済を取り上げてみます。



小規模企業共済  
加入対象者

範囲が広がります。

現行

小規模企業共済に加入できる方は、次の条件に該当する小規模企業者です。

- 常時使用する従業員の数が20人以下の建設業、製造業、運輸業、不動産業、農業等の個人事業主または会社の役員
- 常時使用する従業員の数が5人以下の商業(卸売業・小売業)、サービス業の個人事業主または会社の役員

常時使用する従業員には、家族従業員や臨時の従業員は含みません。  
また、常時使用する従業員の数は、あくまでも加入時における人数要件であって、加入後に従業員の数が増加して要件に該当しなくなっても、引き続き加入できます。

会社の役員とは、株式会社・有限会社の取締役や監査役をいいます。

加入できない方の例としては、

- 配偶者などの事業専従者(個人事業主とみなされません。)
- サラリーマン(給与所得を得ている方)が副業的にマンション・アパートを経営している場合など
- 生命保険外務員など

(以上は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構のホームページよりの抜粋です。)

改正

『**共同経営者**』が加入できるようになります。

具体的には、  
個人事業主とともに一体となって事業を行っている配偶者・後継者等の家族です。  
経営に関わるものであれば、親族に限定されない。  
加入できる共同経営者は2人まで。個人事業主とあわせると3名まで。

つまり、経営者の配偶者や子供で、専従者給与の対象になっている人などは、この範疇に入ってくることになる。

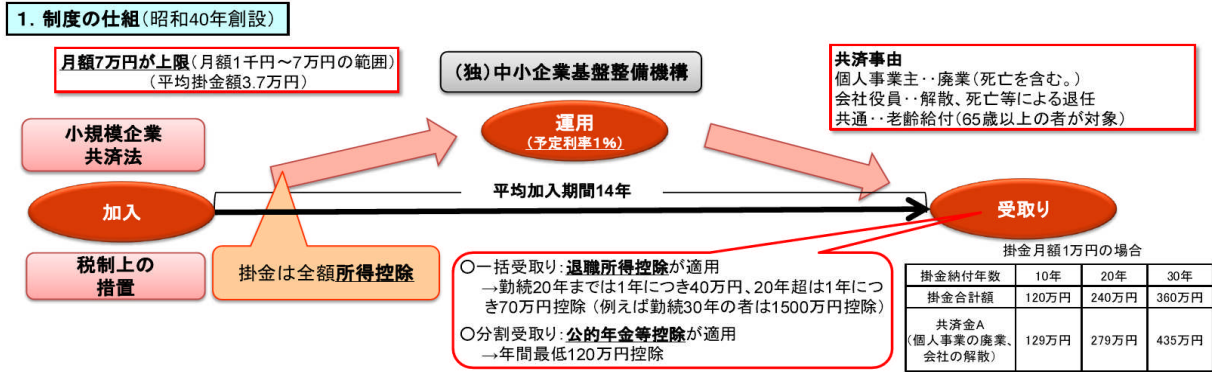
メリットは大きい。  
最大、年間、84万円の小規模企業共済等掛金控除を受けることができる。  
**老後の資金対策になる。**

詳しくは、来所時や訪問時に説明します。

(小規模企業共済法の一部を改正する法律案より)

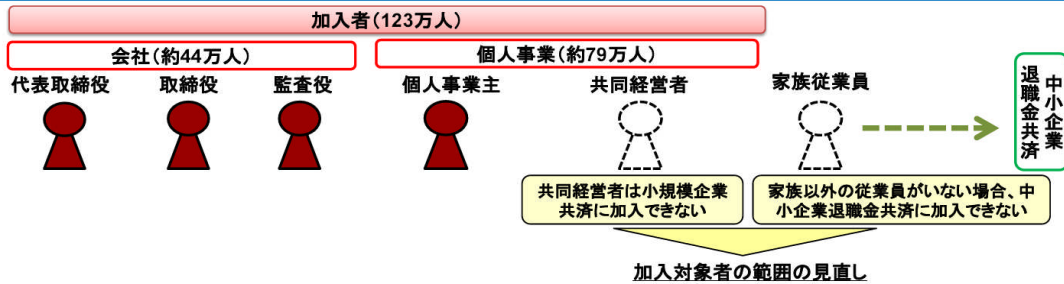
参考に 中小企業庁の説明の図解の一部を下記に掲載します。

説明は、下記の図解を見ながら説明します。



**2. 加入対象者**

現行制度で加入資格があるのは、常時使用する従業員の数が20人以下(商業、サービス業は従業員5人以下)の個人事業主又は会社の役員(小規模企業の経営者)。(420万の中小企業のうち小規模企業は366万。小規模企業たる個人事業主は257万人。)



中小企業退職金共済  
加入対象者

範囲が広がります。

現行 加入できる常用従業員とは  
一週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員とおおむね同等である者であって、  
雇用期間の定めのない者  
雇用期間が2か月を超えて雇用される者です。

加入できない方の例としては、

●個人企業の事業主、その配偶者および同一生計の家族従業員は加入できません。  
ただし、配偶者以外の家族従業員で、その就労の実態が他の従業員と同様であるなど、  
事業主との間に雇用関係があれば加入できます。  
家族従業員のみときは、加入できません。

●法人企業の役員は加入できません。  
ただし、役員であっても、部長・支店長等従業員として  
賃金・給与等の支給を受けている場合は加入できます。



改正 『同居親族のみを雇用する事業の従業員』が加入できるようになる。

小規模企業共済の加入対象者にはならない家族従業員を  
中小企業退職金共済に加入させることができる。

メリットは大きい。  
その事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上必要経費に算入します。  
事業主は、経費にできる。  
一方で、退職金をもらえる家族従業員は、  
老後の生活設計の一助になる。

課題 経営に参加していない家族従業員が経営に参加するようになったときには、  
退職扱いになるのだろうか

(中小企業退職金共済法の改正ということになる)

必要性 下記の文書は、厚生省の労働基準局の改正要望事項の説明文書です。

施策の必要性

これまで、中小企業退職金共済制度が適用されるものとして取り扱われる「従業員」の範囲については、労働基準法等が適用される労働者の範囲と同様であると整理されてきたところであるが、中小企業を含む雇用・経済情勢が特に悪化し退職後の従業員の生活保障の重要性が改めて認識される中で、現在加入対象とされていない者の中に中退法の加入対象者とされている「従業員」と同様の働き方をする者が少なくないとの指摘があること等を踏まえ、「中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲に関する検討会」において、今年4月以降、中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲に関して検討を行ったところ、同居の親族のみを使用する事業に使用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中退法上の「従業員」として取り扱うことが適当であるとされた。